

放課後児童クラブ サービス評価結果記入様式

NPO法人はちまんキッズ 八幡学童保育所げんきクラブ

評価日：令和6年12月4日、12月6日

【共通評価基準】

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている		第三者 評価結果	☒		評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	☒	ア	理念、基本方針が放課後児童クラブ内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。
判断した理由・特記事項等 理念や基本方針は年度初めや年度末の会議等で周知に努めている。また、理念・基本方針は「2024年度げんきクラブ活動方針」に記しており、申し込みの際の案内でも記載して。さらに、保護者を年に4回(7月・10月・12月・2月)開催しており、職員や保護者と共に確認をしている。園の基本方針はパンフレットに記載されているが、ホームページ等による発信は今のところ予定していない。職員の行動規範となる基本方針は、児童クラブの理念と整合性を保つよう内容の検討を期待する。			☒	イ	理念は、放課後児童クラブが実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた放課後児童クラブの使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
			☐	ウ	基本方針は、放課後児童クラブの理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
			☒	エ	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
			☒	オ	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。
			☒	カ	理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果	☒		評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
2	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	☒	ア	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
判断した理由・特記事項等 近江八幡市連絡協議会が定期的に開催されており、その中で法改正等の情報が周知されるので、その情報を職員間で共有している。また、近江八幡市の近江八幡市子ども・子育て会議の放課後児童クラブ部会には、保護者と職員が共に出席をしている。その会議の協議内容は市のホームページに公開されている。			☒	イ	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
			☒	ウ	利用者数・利用者像等、放課後児童クラブのニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、放課後児童クラブが位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
			☒	エ	定期的に放課後児童クラブのコスト分析や放課後児童クラブ利用者の推移、利用率等の分析を行っている。
3	② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	☒	ア	経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
判断した理由・特記事項等 毎日の職員ミーティングと法人内の児童クラブ所長会議において経営状況や改善すべき課題を協議している。また、必要なら市との協議を重ねながら課題解決に取り組んでいる。			☒	イ	経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
			☒	ウ	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
			☒	エ	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果	☒		評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
4	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c	☐	ア	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
判断した理由・特記事項等 近江八幡市の近江八幡市子ども・子育て会議の放課後児童クラブ部会では、令和2年度から令和6年度までの5年間で計画期間としているが、法人独自の中・長期の事業計画は策定していない。			☐	イ	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
			☐	ウ	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
			☐	エ	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。
5	② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c	☐	ア	単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
判断した理由・特記事項等 中・長期的なビジョンが明確にされていない為、それに基づいた単年度の事業計画も策定されているとは言えない。			☐	イ	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
			☐	ウ	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
			☐	エ	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		第三者 評価結果	☒		評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	☒	ア	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
判断した理由・特記事項等 事業計画を立てる際には職員ミーティングで出た職員の意見を汲み上げ計画に反映している。育成支援の中にその意見等が反映されていることは確認できた。しかし、事業計画の実施状況は定められた時期や手順での把握や評価までは出来ていない。また資料も保管されていない。			☐	イ	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
			☐	ウ	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
			☒	エ	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
			☒	オ	事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)がされており、理解を促すための取組を行っている。

7	② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a	☒	ア	事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
	判断した理由・特記事項等		☒	イ	事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
	年に4回の保護者会を開催し、そこで事業計画を説明している。夏休み前には保護者と共に子どもたちが楽しめる行事を企画するなど、子どもや保護者等との話し合いの場を適宜設けている。		☒	ウ	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
			☒	エ	事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果	☒		評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
8	① 放課後児童クラブの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	☒	ア	組織的にPDCAサイクルにもとづく放課後児童クラブの質の向上に関する取組を実施している。
	判断した理由・特記事項等		☒	イ	放課後児童クラブの内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。
	今年度より毎日のミーティングで前日の反省点等を話し合い、その日の保育に活かすなど、日々取り組みを見直し児童クラブの質の向上に取り組んでいる。		☐	ウ	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
			☒	エ	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。
9	② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c	☐	ア	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
	判断した理由・特記事項等		☒	イ	職員間で課題の共有化が図られている。
	課題の共有化はミーティングで出来ているが、その議事録が残っていない。また、評価結果に基づく分析・検討した記録も確認出来なかった。事業内容の評価や改善に向けた計画の実施状況について、組織的に検討している資料等が文書化されていない。		☐	ウ	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
			☐	エ	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
			☐	オ	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

II-1-(1) 運営主体の責任が明確にされている。		第三者 評価結果	☒		評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
10	① 運営主体は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	c	☒	ア	運営主体は、自らの放課後児童クラブの経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
	判断した理由・特記事項等		☐	イ	運営主体は、自らの役割と責任について、組織内の広報誌等に掲載し表明している。
	職務分掌表がなく自らの役割と責任を職員に対して表明しているという記録は確認出来なかった。施設長がほぼ全ての業務を把握し、パート職員が補助的にサポートするという役割分担は出来上がっている。しかし、施設長にかかる業務負担が大きい為、今後は業務の分散や効率的な運営が求められる。		☐	ウ	運営主体は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
			☐	エ	平常時のみならず、有事(災害、事故等)における運営主体の役割と責任について、責任者不在時の権限委任等を含め明確化されている。
11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	☒	ア	運営主体は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。
	判断した理由・特記事項等		☒	イ	運営主体は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
	市からの指定管理を受けており、年に1回開催される滋賀県学童保育連絡協議会の研修の受講を、正規・非正規職員に限らず全員が受講している。しかし、研修報告書は確認できなかった。		☐	ウ	運営主体は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
			☒	エ	運営主体は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。
II-1-(2) 運営主体のリーダーシップが発揮されている。		第三者 評価結果	☒		評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
12	① 放課後児童クラブの質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a	☒	ア	運営主体は、実施する放課後児童クラブの質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
	判断した理由・特記事項等		☒	イ	運営主体は、放課後児童クラブの質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
	全国学童保育研究会(年1回)や滋賀県学童保育研究会(年1回)に、正規・パート職員に関わらず可能な限り全員の参加を促している。年に4回開催する保護者会とは協力関係にあり、その席上で児童クラブの課題等を共有している。また、職員の研修派遣については、平日の午前中または土日に全員で行くなど工夫し、児童クラブの質の向上に繋げている。		☒	ウ	運営主体は、放課後児童クラブの質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
			☒	エ	運営主体は、放課後児童クラブの質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
			☒	オ	運営主体は、放課後児童クラブの質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。
13	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	☒	ア	運営主体は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
	判断した理由・特記事項等		☒	イ	運営主体は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
	経営状況は所長会議で報告され、透明性のある会計報告となっている。施設長を中心に働きやすい職場への働き掛けを行い、パート職員等からの意見も法人本部に上げるよう配慮している。一方で施設長は業務の負担過多の傾向にあり、今後は施設長のみに負担が掛からないようにして、万一施設長に何かあった時には、クラブ運営が停止することがないよう体制整備が求められる。		☒	ウ	運営主体は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
			☒	エ	運営主体は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果	☒	評価の着眼点（該当する場合は□にチェック）	
14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	☒	ア	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
判断した理由・特記事項等			☒	イ	放課後児童支援員の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
職員面接の際には、最低限の研修を受講してもらうことを必ず伝えている。また、「放課後児童クラブ運営指針」には、より良い学童保育を目指すための指導員像が明記してある。			☒	ウ	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
			☒	エ	放課後児童クラブとして、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。
15	② 総合的な人事管理が行われている。	c	☐	ア	放課後児童クラブの理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
判断した理由・特記事項等			☒	イ	人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。
法人として人事考課制度は設けていない。正規職員になるためには、放課後児童支援員への研修受講資格をクリアし、自治体が実施する研修を受講する必要がある。また、有資格者で10年以上のキャリアの人にはプラスの手当を支給している。一方で、入社時に「学童保育に求められる事柄」のような文書の配布はあるが、はっきりとした「期待される職員像等」の明文化がされてない。			☐	ウ	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
			☐	エ	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
			☒	オ	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
			☐	カ	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		第三者 評価結果	☒	評価の着眼点（該当する場合は□にチェック）	
16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b	☒	ア	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
判断した理由・特記事項等			☒	イ	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
就労状況に関する責任体制については、理事長と施設長が責任者である。職員の相談については事務局長が対応しているが、組織的には役割が明確になってはいない。同じく労務管理は理事長と各施設長が実施している。健康診断とインフルエンザの予防接種については補助が出ている。人員体制についての取り組みは行われているものの、具体的な計画があるとは言えない。4～5年ほど前から初任給も上昇し働きやすい職場作りへの取り組みが進んでいるが、今後は福利厚生の充実や職員の意向が反映される仕組み作りが必要である。			☒	ウ	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
			☒	エ	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
			☐	オ	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
			☒	カ	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
			☐	キ	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
			☒	ク	福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		第三者 評価結果	☒	評価の着眼点（該当する場合は□にチェック）	
17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c	☐	ア	組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
判断した理由・特記事項等			☐	イ	個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標を設定されている。
職員との個別面談は必要に応じて理事長が対応しているが、組織の仕組みとしては確立出来ていない。また「期待する職員像等」が明確でなくその明文化が望まれる。			☐	ウ	職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
			☐	エ	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
			☐	オ	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。
18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	☐	ア	組織が目指す放課後児童クラブを実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
判断した理由・特記事項等			☒	イ	現在実施している放課後児童クラブの内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、組織が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
新任職員には初任者研修を受講してもらっている。また、ベテラン職員にも必要な研修や勉強会には随時参加してもらうよう声掛けしている。しかし、研修計画の中には「期待する職員像」の明示がない。			☒	ウ	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
			☒	エ	定期的に計画の評価と見直しを行っている。
			☒	オ	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。
19	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	☒	ア	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
判断した理由・特記事項等			☒	イ	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
全国学童保育研究会(年に1回)や滋賀県学童保育研究会(年に1回)が開催される時には必ず参加している。職員に対する研修計画は市、県、全国レベルでの階層別研修などが行われており随時参加している。また、湖東地域学童保育指導員会にも職員が参加している。			☒	ウ	さまざまな職員が参加して、事例検討を実施している。
			☒	エ	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
			☒	オ	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
			☒	カ	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			第三者 評価結果	☒	評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
20	① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。		☒	☐ ア	実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成に関する基本姿勢を明文化している。
	判断した理由・特記事項等			☐ イ	実習生等の福祉サービスの専門職の教育・育成についてのマニュアルが整備されている。
	【非該当項目】			☐ ウ	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
				☐ エ	指導者に対する研修を実施している。
				☐ オ	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			第三者 評価結果	☒	評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		b	☒ ア	ホームページ等の活用により、放課後児童クラブの理念や基本方針、提供する育成支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
	判断した理由・特記事項等			☐ イ	放課後児童クラブにおける地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
	第三者評価の受審に関しては、必要性や内部の見直しを検討するために、理事長主導で今年初めて受審することになった。第三者評価の受審そのものが初めてであり、記録や資料等が適切に管理されていなかった。行政からのチラシ等は玄関に置かれていて、保護者などが手に取ることができる。			☐ ウ	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
				☒ エ	放課後児童クラブの理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、放課後児童クラブの存在意義や役割を明確にするように努めている。
				☒ オ	地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。
22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		c	☐ ア	放課後児童クラブにおける事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
	判断した理由・特記事項等			☒ イ	放課後児童クラブにおける事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
	法人として内部監査を年に1回実施している。行政による内部監査が2～3年に1回実施されている。税理士等の外部の専門家による監査支援等は実施していないので、経営改善や運営の透明性のためにも定期的な監査は必要だと思われる。			☐ ウ	放課後児童クラブの事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
				☐ カ	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			第三者 評価結果	☒	評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
23	① 放課後児童クラブと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	☒	ア	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
	判断した理由・特記事項等		☒	イ	様々な社会資源(自治会・町内会や民生委員・児童委員(主任児童委員)等の地域組織、放課後子供教室、児童館等)と連携している。
	年に1回、保護者会総会を実施し、その際に取り組み内容を資料として提示している。年に1度、保護者会の協力のもと避難訓練を実施をしている。また、地域の方に書道教室のボランティアに来てもらったり、毎年公民館と連携した行事バザーを実施している。		☒	ウ	子どもの個別状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
☒			エ	放課後児童クラブへの理解を得るために、地域の人々と放課後児童クラブとの交流の機会を定期的に設けている。	
☒			オ	個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	
24	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c	☐	ア	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
	判断した理由・特記事項等		☐	イ	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
	今年度は学生ボランティアの受け入れが決まっている。受入れマニュアルは作成されているが、受入れに関する基本姿勢は明文化されていない。また中学校の職場体験の受け入れも行っている。		☐	ウ	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			第三者 評価結果	☒	評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
25	① 放課後児童クラブとして必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	☒	ア	当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
	判断した理由・特記事項等		☒	イ	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
	緊急連絡先一覧を事務所に掲示している。また、小学校に放課後児童クラブ担当教員が常駐しており、新入生や新しい子どもを受け入れる際には、連絡会を開催し情報交換している。家庭での虐待が疑われるようなケースに対しては、要保護児童対策地域協議会と連携し対応している。		☒	ウ	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
☒			エ	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	
☒			オ	家庭での虐待など権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。	
☒			カ	子どもの発達・生活の連続性を保障するために、情報交換や情報共有、職員同士の交流等により、学校や、保育所、幼稚園等との積極的な連携が図られている。	
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			第三者 評価結果	☒	評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
26	① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a	☒	ア	放課後児童クラブが実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
27	② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	☒	ア	把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
	判断した理由・特記事項等		☒	イ	把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
	八幡小学校の敷地内にあるため、災害時における福祉的な支援の場は主は小学校になる。また、施設内には防災時に使える非常用電源コンセントが設置されている。「水郷マラソン」という地域行事があり手続きも子どもたちで行っている。またコミセンのバザーや文化祭にも積極的に参加し、地域コミュニティの活性化やまちづくりに貢献している。オの問いに対しては、学童保育としては【非該当項目】とした。		☒	ウ	多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
☐			エ	放課後児童クラブが有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	
☒			オ	【非該当項目】地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 子どもや保護者等を尊重する姿勢が明示されている			第三者 評価結果	☒	評価の着眼点（該当する場合は□にチェック）
28	① 子どもや保護者等を尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	☒	ア	理念や基本方針に、子どもや保護者等を尊重した福祉サービスの実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
	判断した理由・特記事項等 子どもや保護者等を尊重した保育については適切に取り組んでいる。しかし倫理綱領や規程等はなく、早急な策定が望まれる。子どもや保護者の基本的な人権への配慮については、定期的な研修への参加や職員ミーティングの場で協議している。また、直近の法改正については理事長が適宜情報を収集して職員へ周知している。		☐	イ	子どもや保護者等を尊重した福祉サービスの提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
			☒	ウ	子どもや保護者等を尊重した福祉サービス提供に関する基本姿勢が、個々の福祉サービスの標準的な実施方法等に反映されている。
			☒	エ	子どもや保護者等の尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
			☒	オ	子どもや保護者等の尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
29	② 子どもや保護者等のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	b	☐	ア	子どもや保護者等のプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
	判断した理由・特記事項等 子どものプライバシー保護に関した規程やマニュアル等は整備されていない。しかし、実際の取組みとして、夏の水遊びの際には女子と男子を別けて着替える事ができるスペース（アコーディオンカーテンで仕切れる空間）を設けて配慮している。		☐	イ	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
			☒	ウ	一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。
			☒	エ	子どもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			第三者 評価結果	☒	評価の着眼点（該当する場合は□にチェック）
30	① 利用希望者に対して放課後児童クラブ選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	☒	ア	理念や基本方針、実施する育成支援の内容や放課後児童クラブの特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
	判断した理由・特記事項等 地域の公民館や行政窓口には放課後児童クラブの募集案内を置いている。また、施設の玄関口に障害福祉サービスの手引きやガイドブック等が置いてあり、保護者が手に取ることができる。「入所のしおり」など保護者が手にするものは、分かりやすい言葉で記載しておりイラスト等も使われている。外国籍の保護者が多い児童クラブだが、保護者の母国語に対応した文書の作成までは出来ていない。しかし、外国籍の保護者はスマホアプリを使って日本語変換していると聞き取る。		☒	イ	組織を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
			☒	ウ	放課後児童クラブの利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
			☒	エ	見学、体験入所、一日利用等の希望に対応している。
			☒	オ	利用を希望する子どもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。
31	② 放課後児童クラブの利用開始・変更にあたり子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a	☒	ア	放課後児童クラブの利用開始・変更の内容に関する説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
	判断した理由・特記事項等 利用開始前の場合は「げんきクラブ 入所のしおり」の内容を分かりやすく説明している。放課後児童クラブの利用決定においては、利用決定通知という形で知らせている。特に新1年生においては見学会などを行い保護者に説明している。また、年度初めには高学年の子どもから新1年生に対して、児童クラブのルールなどを伝えている。		☒	イ	放課後児童クラブの利用開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
			☒	ウ	説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
			☒	エ	放課後児童クラブの利用開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
			☒	オ	特に配慮が必要な子どもとその保護者等への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。
			☒	カ	特に新1年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、子どもや家庭の状況、保護者等のニーズ等について、把握確認し、放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等に分かりやすく説明し、情報交換をしている。
32	③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。		☐		【非該当項目】
Ⅲ-1-(3) 子どもや保護者等の満足の向上に努めている。			第三者 評価結果	☒	評価の着眼点（該当する場合は□にチェック）
33	① 子どもや保護者の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	☒	ア	子どもや保護者等の満足度に関する調査が定期的に行われている。
	判断した理由・特記事項等 年に1度、利用者満足度調査の為アンケートを実施している。また、年に4回保護者会を開催して意見を聞き取っている。子供同士の関係性では「平等に掃除当番を担当する」ことを大事にしている。このように子ども自身の満足度を高める配慮も行っている。		☒	イ	子どもや保護者等への個別の相談面接や聴取、懇談会が、子どもや保護者等の満足度を把握する目的で定期的に行われている。
			☒	ウ	子どもや保護者等の満足度に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、子どもや保護者自身の参画のもとで検討会議の設置等行われている。
			☒	エ	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。
Ⅲ-1-(4) 子どもや保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。			第三者 評価結果	☒	評価の着眼点（該当する場合は□にチェック）
34	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	☐	ア	苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。
	判断した理由・特記事項等 国が定める規程等では、第三者委員会の設置は義務となっているがそれが出来ていない。苦情解決については「保護者から声をかけて欲しい」という掲示が廊下に掲示されている。法人として苦情解決の一連の流れをフローチャート図にするなど、より分かり易い形で掲示するとともに、苦情内容を検討してその対応策を公表することをお勧めします。		☐	イ	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を子どもや保護者等に配布し説明している。
			☒	ウ	苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
			☒	エ	苦情内容については、受付と解決を図った記録が適切に保管している。
			☒	オ	苦情内容に関する検討内容や対応策については、子どもや保護者等に必ずフィードバックしている。
			☐	カ	苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た子どもや保護者等に配慮したうえで、公表している。
			☒	キ	苦情相談内容にもとづき、放課後児童クラブの質の向上に関わる取組が行われている。

35	② 子どもや保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、子どもや保護者等に周知している。	b	☐	ア	子どもや保護者等が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
	判断した理由・特記事項等		☐	イ	子どもや保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
	保護者がお迎えに来た時には、職員が対応し保護者が話しやすい環境を確保出来るよう配慮している。		☒	ウ	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。
36	③ 子どもや保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	☒	ア	職員は、日々の福祉サービスの提供において、子どもや保護者等が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
	判断した理由・特記事項等		☐	イ	意見箱の設置、アンケートの実施等、子どもや保護者等の意見を積極的に把握する取組を行っている。
	子ども同士のトラブルがあった時などには、個別に子供を呼んで話し易い環境を作っている。また、皆に聞こえないよう職員室で話すよう配慮している。普段から子どもや保護者等からの相談や意見を聞き取ることは行っているが、その意見等を記録し対応策を検討する一連の仕組みは決まっていない。また、意見箱の設置も行われていない。早急に相談や意見に対して組織的に対応するためのマニュアルや手順書等の作成が必要です。		☐	ウ	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
			☒	エ	職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
			☒	オ	意見等にもとづき、放課後児童クラブの質の向上に関わる取組が行われている。
			☐	カ	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		第三者評価結果	☒	評価の着眼点（該当する場合は□にチェック）	
37	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	☒	ア	リスクマネジメントに関する責任者を明確化するなどの体制を整備している。
	判断した理由・特記事項等		☒	イ	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
	安全計画や危機管理マニュアルは作成されており、リスクマネジメントに関する責任者も明確に記載されている。また、日々の職員会議などで事例検討を行っている。夏休みに高学年合宿を実施した際には、事前に保護者アンケートを実施し、保護者と共に下見に行くなど安全に配慮した体制を整えている。		☒	ウ	子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
			☒	エ	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
			☒	オ	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
			☒	カ	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
38	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	☒	ア	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
	判断した理由・特記事項等		☒	イ	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
	感染症マニュアルは作成済みで、職員にも周知徹底が図られている。また、年に1回マニュアルの見直しを行っている。コロナ禍が落ち着いた現状においても、手洗いを励行するなど引き続き感染症対策を講じている。		☒	ウ	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
			☒	エ	感染症の予防策が適切に講じられている。
			☒	オ	感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。
			☒	カ	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直ししている。
39	③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	b	☒	ア	災害時の対応体制が決められている。
	判断した理由・特記事項等		☐	イ	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
	災害時対応として職員同士はライングループで繋がっている。在籍児童については利用申し込み時に緊急連絡先を3件まで記入してもらっている。しかし、災害時や職員に不測の事態があった時の対応マニュアル（BCP）が策定されていない。また、発災時の職員の安否確認の方法も決めておく必要がある。		☐	ウ	子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
			☒	エ	防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、学校、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。
			☒	オ	保護者等が災害により帰宅困難となった場合の対応方法が決められ、保護者等と共有されている。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 育成支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果	☒		評価の着眼点（該当する場合は□にチェック）
40	① 育成支援について標準的な実施方法が文書化され育成支援が提供されている。	a	☒	ア	標準的な実施方法が適切に文書化されている。
	判断した理由・特記事項等		☐	イ	標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
	育成支援の標準的な実施方法については、適切に文書化されていることが確認できた。しかし、子どものプライバシー保護に関する明文化がされていない。標準的な実施方法に基づいて育成支援の研修等が行われ、職員に周知徹底が図られている。		☒	ウ	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
			☒	エ	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
41	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	☒	ア	育成支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
	判断した理由・特記事項等		☒	イ	育成支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
	育成支援の標準的な実施方法に関しては、毎年年度初めに保護者会総会において保護者等の意見や提案を吸い上げ、見直しを行っている。		☒	ウ	検証・見直しにあたり、育成支援の計画の内容が必要に応じて反映されている。
			☒	エ	検証・見直しにあたり、職員や子どもや保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

Ⅲ-2-(2) 子どもに対する育成支援の計画が策定されている。			第三者 評価結果	☒	評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
42	① 育成支援の計画を適切に策定している。	a	☒	ア	育成支援の計画策定の責任者を設置している。
	判断した理由・特記事項等		☒	イ	育成支援の計画には、子どもの具体的なニーズが明示されている。
	育成支援の計画の策定責任者は施設長になっている。障害のある子供や配慮の必要な子どもの対応については、今年度は少数ながらも支援の体制を整え提供されている。		☒	ウ	育成支援の計画を策定するため、職員の合議と子どもの意向把握の手順を定めて実施している。
			☒	エ	育成支援の計画どおりに育成支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。
			☒	オ	障害のある子どもや特に配慮を必要とする子どもへの対応について検討し、積極的かつ適切な育成支援の提供が行われている。
43	② 定期的に育成支援の計画の評価・見直しを行っている。	a	☒	ア	育成支援の計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握を行うための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
	判断した理由・特記事項等		☒	イ	見直しによって変更した育成支援の計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
	毎日の職員ミーティングにおいて育成支援の計画見直しを手順に則って行っている。		☒	ウ	育成支援の計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、育成支援を十分に提供できていない内容(ニーズ)等、育成支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
Ⅲ-2-(3) 育成支援実施の記録が適切に行われている。			第三者 評価結果	☒	評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
44	① 子どもに関する育成支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	☒	ア	子どもの身体状況や生活状況等を、組織が定めた統一した様式によって把握し記録している。
	判断した理由・特記事項等		☒	イ	育成支援の計画にもとづき育成支援が実施されていることを記録により確認することができる。
	育成支援の実施状況は、事業所内で保育日誌を作成し子どもたちの様子を適切に記録している。また、毎日職員ミーティングを実施して職員間で課題を検討し共有化している。しかし、現在常勤職員が一人のため組織的な対応の仕組は出来ていない。		☒	ウ	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
			☐	エ	組織における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
			☒	オ	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。
			☒	カ	事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。
45	② 子どもや保護者等に関する記録の管理体制が確立している。	a	☒	ア	個人情報保護規程等により、子どもや保護者等の記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
	判断した理由・特記事項等		☐	イ	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
	個人情報保護のマニュアルはなく、入職時・退職時に個人情報取り扱いの同意書を取得しておくことが必要です。個人情報の保護・管理・廃棄等に関しては、鍵付きの棚に保管し子どもたちの目に触れないようにしている。必要がなくなった個人情報を含む書類についてはシュレッダーにかけ廃棄している。		☒	ウ	記録管理の責任者が設置されている。
			☒	エ	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
			☒	オ	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
			☒	カ	個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等に説明している。

【内容評価基準】

Ⅳ-1 育成支援

Ⅳ-1-(1) 子どもが安心して過ごせる生活の場として ふさわしい環境の整備		第三者 評価結果	☒	評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)	
46	① 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整備している。	a	☒	ア	生活の場としての機能を満たすための設備及び備品等を備えている。
判断した理由・特記事項等 事業所が小学校の敷地内にあるため、小学校のグラウンド周辺が遊び場となっている。サッカーなどでは異学年交流も出来ている。遊ぶ場所は職員の目の届く範囲に決められており、図で示されている。また、子どもが体調不良の際はアコーディオンカーテンで仕切って静養できるスペースを確保している。自習の時間は全員同じ時間に自習ができるよう環境を整えている。			☒	イ	遊びを豊かにするために必要な遊具及び図書を備えている。
			☒	ウ	発達段階に応じた遊びと生活の環境を備えている。
			☒	エ	体調が悪いときなどに静養できるスペースが確保されている。
			☒	オ	自習等の学習活動ができる環境を整えている。
Ⅳ-1-(2) 放課後児童クラブにおける育成支援		第三者 評価結果	☒	評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)	
47	① 子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助している。	a	☒	ア	入所時や長期休み前等に、子どもが放課後児童クラブでの過ごし方を理解できるように工夫している。
判断した理由・特記事項等 夏休みなどの長期の休みには、事前に児童クラブで何をするのか子どもたちに聞き取り、活動内容をお便りや周知したり玄関に掲示している。放課後児童クラブを辞めたいという子どもが出てきた時は、まずは子どもの思いを受け止めゆっくり話を聞いている。子どもの様子は毎日のお迎えの時に保護者全員へ伝えている。			☒	イ	子どもの様子と育成支援の内容を日常的かつ継続的に保護者に伝えている。
			☒	ウ	放課後児童クラブに通う事の必要性について、保護者と共に子どもの気持ちに寄り添いながら理解を促している。
			☒	エ	保護者が年度途中の転居以外で退所を検討している際、その理由を把握し、対応を行っている。
48	② 子どもの出欠席を把握し、適切に援助している。	a	☒	ア	子どもの出欠席について、保護者からの連絡であらかじめ確認している。
判断した理由・特記事項等 子どもの出欠については、ホワイトボードで子どもたち自らが出席したことがわかるように色磁石で出席時と欠席時の色分けで掲示している。欠席連絡のない場合は緊急連絡先へ確認の電話を入れるように対応している。			☒	イ	子どもの出欠席について、当日の変更についても確認できるようにしている。
			☒	ウ	子どもが保護者からの連絡なく欠席したり来所が遅れたりした場合に、速やかに状況を把握し対応している。
			☒	エ	子どもの所在が把握できない場合の対応を検討し、あらかじめ保護者へ伝えている。
Ⅳ-1-(3) 子ども一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする育		第三者 評価結果	☒	評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)	
49	① 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるように援助している。	a	☒	ア	放課後児童クラブでの過ごし方は、できるだけ簡潔でわかりやすいものとし、子どもが理解できるようにしている。
判断した理由・特記事項等 長期休みは時間割で示している。また、保護者会で夏休み中の過ごし方や活動の内容等、意見交換しながら進めて行くよう工夫している。子ども自身にも縦割り班を作っており、班ごとに話し合いながら主体的に過ごしている。			☒	イ	子ども一人ひとりにとって無理のない過ごし方となるよう配慮しながら、子ども全体に共通するおおまかな過ごし方や生活時間の区切りをつくっている。
			☒	ウ	子どもと話し合いながら、遊びや生活の流れや内容を柔軟に活用して子どもが放課後の時間を主体的に過ごせるように援助している。
			☒	エ	子どもが集団の中での過ごし方について自分自身で考えられるように工夫している。
			☒	オ	放課後児童クラブにおける過ごし方や生活時間の区切り等を保護者に伝えている。
			☒	カ	学校が長期休みとなる期間には、夏休み等ならではの過ごし方や活動の工夫や配慮を行っている。
50	② 日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるように援助している。	a	☒	ア	日常生活に必要となる基本的な生活習慣の内容を、子どもが理解できるように伝えている。
判断した理由・特記事項等 放課後児童クラブに入ったときは、手洗いを必ずして机に座るよう促している。子どもたち個々のロッカーと引き出しがあり、各自で整理整頓できるよう援助している。班活動を大事にしており、低学年の子どもでも出来る事を高学年児から丁寧に伝えるなど、縦割り交流の仕組みを設けている。			☒	イ	健康や衛生に関すること(手洗いやうがい、衣服の着脱等)が身につくよう援助している。
			☒	ウ	持ち物の管理や整理整頓等の生活習慣が身につくよう援助している。
			☒	エ	子どもたちが集団で過ごすという特性を踏まえて、集団生活を維持するための活動を分担・協力することを理解できるよう工夫している。
			☒	オ	一人ひとりの発達状況に応じた援助とともに、取り組みやすい環境の工夫をしている。
51	③ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助している。	a	☒	ア	子ども一人ひとりについて、その発達の状況や養育環境の状況等を把握する必要性を理解している。
判断した理由・特記事項等 職員は、子どもの来所時には顔をみて言葉掛けをしながら一緒に出席の確認をしている。子どもたちはホワイトボードに色マグネット(帰ってきたのサイン)を貼り、名前の一覧で出欠がわかるよう工夫している。一人ひとりの子どもの様子は毎日のミーティングの際に情報交換し共有している。			☒	イ	年齢や発達の状況、その時々々の心身の状況に応じて、子ども自身が遊びを自由に選択できる環境を整えている。
			☒	ウ	子どもの来所時には、子どもが安心できるように迎え入れ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握している。
			☒	エ	一人ひとりの子どもの普段の健康状態や心身の状態についての特徴を把握し、放課後児童支援員等の間でその情報を共有している。
			☒	オ	静養や気分転換が必要なことに気づいた時に、適宜対応できるようにしている。
52	④ 子ども同士の関係を豊かに作り出せるように援助している。	a	☒	ア	子ども同士で遊びを作り出せるような時間や環境を整え、自発的に遊びを展開できるように援助している。
判断した理由・特記事項等 子どもたちの自主性を大切にしながらも、トラブルが起こった時には双方の言い分を確認し、保護者(両親へ)へしっかり伝えるように配慮している。			☒	イ	意見の対立やけんか等について、お互いの考え方の違いに気付くこと、葛藤の調整や感情の高ぶりを和らげること等ができるよう援助している。
			☒	ウ	子どもの間でいじめの関係が生じないように配慮している。
			☒	エ	問題が起きたときには早期対応に努め、保護者や関係機関と連携を取りながら適切に対応するよう努めている。

53	⑤ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助している。	a	☒	ア	放課後児童支援員等は子どもの情緒や子ども同士の関係にも配慮し、子どもの意見を尊重している。
	判断した理由・特記事項等		☒	イ	子どもが放課後児童支援員等に悩みや相談事も話せるような信頼関係を築くように努めている。
	2年以上の現場経験が必要となる放課後児童支援専門員の資格を持った職員が3名在籍している。4年生から6年生までが参加できる「夏休み合宿」があり、この夏休み最大のイベントについては、企画段階から子どもたちが自ら会議を持って決めている。その内容はレジュメに残され、職員や保護者にも伝達できる仕組みとなっている。		☒	ウ	行事等を行う際は、子ども同士が意見を出し合う機会を設けている。
			☒	エ	子どもが運営に関わる行事等の活動を行う際には、子どもと保護者に活動の目的や大まかな内容を説明している。
			☒	オ	子どもが運営に関わる行事等の活動を行う際には、子ども自身が運営に関わる際の段取り等を伝えている。
IV-1-(4) 固有の援助を必要とする子どもへの適切な育成支援		第三者 評価結果	☒		評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
54	① 障害のある子どもの受入れの考え方を理解したうえで、受入れに努めている。	a	☒	ア	障害のある子どもの利用機会の周知を行っている。
	判断した理由・特記事項等		☒	イ	受入れの判断について、あらかじめ判断の基準や手続等を定めている。
	全国学童保育研究集会での事例を参考にしながら受入れをすすめている。		☒	ウ	障害のある子どもの受入れにあたっては、障害特性を理解した上で、子どもや保護者との面談の機会を持つなどして、子どもの健康状態、発達の状況、家庭の状況、保護者の意向等を個別に把握している。
			☒	エ	障害のある子どもの、個々の状況に応じた施設設備や育成支援の内容、職員体制等の環境の整備に関する配慮等を行っている。
55	② 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を踏まえ、育成支援を行っている。	a	☒	ア	障害のある子ども一人ひとりの状況や育成支援の内容を記録している。
	判断した理由・特記事項等		☒	イ	記録した内容を、放課後児童支援員等の間で共有している。
	小学校と定期的な情報交換を行なっている。子どもたち一人ひとりの状況や育成支援の内容は、保育日誌の中に記録され保管されている。		☒	ウ	障害のある子どもの育成支援について事例検討する機会を持っている。
			☒	エ	学校を含む他機関との連携を図っている。
56	③ 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行っている。	a	☒	ア	放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育等について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、市町村や関係機関と連携して適切な支援につなげている。
	判断した理由・特記事項等		☒	イ	放課後児童クラブでの生活に特に配慮を必要とする子どもの支援に当たっては、保護者、市町村、関係機関と情報交換を行い、連携している。
	児童虐待防止マニュアルはあるがフローチャートがないため、誰もが適切に対応できるような仕組みがあると望ましい。要保護児童対策地域協議会や子育て支援課より要請があれば協力できる体制は整えている。また、アレルギー対応の子どもへのおやつや食材提供に関しては、家庭と情報共有しながら提供している。		☐	ウ	児童虐待を発見した後の市町村等への通告の手順や、緊急性があると思われる場合の対応と手順についてあらかじめ定めている。
			☒	エ	要保護児童対策地域協議会及び関係機関の構成員となるなど、関係機関と連携、協力できる体制を構築している。
IV-1-(5) 適切なおやつや食事の提供		第三者 評価結果	☒		評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
57	① 放課後の時間帯におやつを適切に提供している。	a	☒	ア	放課後児童クラブとしてのおやつ役割を考慮して、おやつ提供時間や方法を工夫している。
	判断した理由・特記事項等		☒	イ	子どもたちの状態等を考慮して、おやつの内容を工夫している。
	季節に応じて寒いときはカップスープやミニラーメン、暑いときはアイスクリームにする等の対応や、時々手作りおやつも取り入れ楽しく食べられる工夫をしている。		☒	ウ	落ち着いた環境でおやつを楽しめるようにしている。
58	② 食に伴う事故(食物アレルギー事故、窒息事故、食中毒等)を防止するための対応を行っている。	a	☒	ア	食に伴う事故(食物アレルギー事故、窒息事故、食中毒等)の緊急時対応のマニュアルを整備し、全職員に周知している。
	判断した理由・特記事項等		☒	イ	すべての子どものアレルギーの有無を利用開始までに調査し、アレルギーのある子どもについては全職員で情報を共有している。
	放課後児童クラブは食事を中心に支援しているのではない為、細かい点検項目はない。但し、夏のお弁当には保冷剤を入れてもらう、涼しい保管場所に置くなど配慮はしている。職員全員がアレルギーとエビベン使用に関する研修を受けて対応できるようにしている。食事の時は、各班ごとに職員一人を配置している。		☒	ウ	食物アレルギーのある子どもへのおやつや食事の提供について、対応方針を定め、定期的に保護者と相談し決定して調整を行っただけで、子ども・保護者と緊急時の対応を共有している。
			☒	エ	食物アレルギー等の対応方法に関する基本的な事項について、定期的に訓練を実施している。
			☒	オ	窒息事故等がないよう、安全確認を徹底し、危機管理体制を整えている。
			☒	カ	食中毒防止のための点検項目を定めている。
IV-1-(6) 安全と衛生の確保		第三者 評価結果	☒		評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
59	① 子どもの安全を確保する取組を行っている。	a	☒	ア	毎日子どもが来所する前までに、施設設備や遊具等の安全点検、整理整頓、清掃等を行っている。
	判断した理由・特記事項等		☒	イ	安全管理に関する点検について、点検項目、点検頻度、点検者を定め、定期的に点検を行っている。
	軽微な事故は日々の業務日誌に記録している。また、安全計画の中に事故防止に関する記載がある。新入児にはグラウンドでは「時計台より向こう」や「体育館の裏」など、職員の目が離れてしまう場所には行かないよう指導している。しかし、安全管理に関する点検項目一覧表等は作成していない。早急な作成や事故防止への改善が求められる。オの項目は【非該当項目】とした。		☒	ウ	放課後児童クラブにおける事故やケガの防止や発生時の対応についての方針を策定している。
			☒	エ	子どもの来所経路や帰宅経路における安全確保について、計画及びマニュアルを作成し、保護者に周知している。
			☒	オ	「非該当項目」 地域組織や子どもに関わる関係機関等に、子どもの来所・帰宅の経路等を伝え、地域の人々の理解と協力を得られるようにしている。
			☒	カ	子どもの主な行動範囲を中心とした地域の中での子どもの行動や環境を把握している。
			☒	キ	子どもの病気やケガの場合、保護者と連絡をとれるようにしている。
			☒	ク	事故やケガが発生した場合、その発生時刻や場所、その内容や対応の経過について正確な時刻の記述も含めて記録している。

60	② 衛生管理に関する取組を適切に行っている。	a	☐	ア	施設整備の衛生に関して、点検項目、点検頻度、点検者を定めている。
	判断した理由・特記事項等		☒	イ	衛生管理に関する点検を定期的に行っている。
	来所時には必ず手洗いをしてから中に入るようにしており、出入り口に手洗い場と各自の手洗いタオルが準備されている。手作りおやつの際は、消毒した三角巾やエプロンを装着して調理している。		☒	ウ	子どもと共に日常の衛生管理に努めている。
			☒	エ	子どもが調理や準備をする際の衛生管理を徹底して行っている。
			☒	オ	放課後児童支援員等の手洗いや爪切り、消毒等の衛生管理を徹底している。

IV-2 保護者・学校との連携

IV-2-(1) 保護者との連携		第三者 評価結果	☒		評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
61	① 保護者との協力関係を築いている。	a	☒	ア	子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛けている。
	判断した理由・特記事項等		☒	イ	保護者が放課後児童クラブの活動や行事に参加、協力する機会を設けている。
	八幡学童保育所げんきクラブの設立経緯が、保護者会からの要望で生まれている経過があり、保護者会を年に4回開催して保護者との密な協力関係を築いている。保護者が子育てのことについて相談したいと思った際には、施設長を中心に相談し易い雰囲気づくりを心がけている。職員は保護者会運営に関わることで保護者との良好な関係性を保っている。宿題については、1～2年生は必ず児童クラブで済ませてから遊ぶように援助している。3年生から6年生に関しては、保護者と話し合いの上で家に帰ってからしても良いという場合と、児童クラブで済ませてきて欲しいという家庭があり、希望に応じて対応出来るよう支援している。		☒	ウ	保護者会や保護者が参加する活動や行事の機会を工夫して、保護者同士の交流の場を設けている。
			☒	エ	保護者が放課後児童クラブの運営に協力する関係を築いている。
			☒	オ	宿題への対応について、保護者と共通の理解を持てるようにしている。
IV-2-(2) 学校との連携		第三者 評価結果	☒		評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
62	① 子どもの生活の連続性を保障するため、学校との連携を図っている。	a	☒	ア	子どもの生活の連続性を保障するための学校との情報交換や情報共有を日常的に図っている。
	判断した理由・特記事項等		☒	イ	毎日の子どもの下校時刻や学校の行事等の予定について、学校と情報交換し、連携している。
	下校時間のお知らせは月末に学校よりFAXにて連絡が来る。大雨警報や特別警報などが発出され、下校時間の変更や学級閉鎖の際にも学校より連絡が来る仕組みとなっている。子どもたちの安全な保護については、日々学校と連携し対応にあたっている。大雨等で学校が休みになる時は学校から保護者へ引き渡している。		☒	ウ	子どもの来所経路や帰宅経路における緊急時の連絡方法について、学校と情報交換し、連携している。
			☒	エ	子どもに関する情報を提供をしたり情報を得たりする際の、個人情報の保護や秘密の保持についてあらかじめ学校と取り決めている。
			☒	オ	子どもや家庭の状況に変化や問題が生じた際には、連絡調整ができる関係を学校と構築している。
			☒	カ	学校との連携に関する担当者を置いている。

IV-3 子どもの権利擁護

IV-3-(1) 子どもの権利擁護		第三者 評価結果	☒		評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
63	① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a	☒	ア	職場倫理を具体的に明文化している。
	判断した理由・特記事項等		☐	イ	放課後児童クラブにおける虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為の禁止と早期発見について、明確な規定を設けている。
	職員の入職時には放課後児童支援員の仕事をするにあたっての留意点を説明している。児童クラブにおける虐待等の子供の心身に重大な影響を与える行為の禁止と早期発見については、明確な規程は設けられていないため今後の対策が求められる。年間行事を考えるとときには、子どもたちの意見を組み入れ計画を立てている。		☒	ウ	職場倫理を研修等で共有し、遵守状況を確認している。
			☒	エ	職員による子どもの権利の侵害や虐待とみなされる行為の禁止について研修等を実施し、職員間で共有している。
			☒	オ	権利侵害の早期発見と対処のための具体的な取組を定めている。
			☒	カ	子どもに影響のある事柄について、子どもが意見を述べ、参加することを保障している。